

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06－6208－9285)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	開発行為に関する監督処分
概 要	都市計画法では、開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画・形質の変更）をしようとする場合は、あらかじめ関係公共施設管理者等の同意を得、市長の許可を得なければなりません。この許可に違反するなどした場合には、都市計画上必要な限度において、許可等の取り消しや工事等の停止など、違反を是正する必要な措置をとることを命じることができます。
根拠法令等 及び条項	都市計画法第81条第1項
処分基準	<都市計画法第81条第1項> 国土交通大臣、都道府県知事、又は指定都市等の長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認（都市計画の決定又は変更に係るものを除く。以下この条において同じ。）を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。 （1） この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者 （2） この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者 （3） この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者 （4） 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者
ホームページ	
備 考	